

NEWS RELEASE www.jogmec.go.jp

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構



問合せ先：地熱部地熱開発課 宮本 TEL:03-6758-8001
広報担当：総務部広報課 乾 TEL:03-6758-8106

「平成 29 年度地熱資源量の把握のための調査事業費 助成金交付事業」における交付決定の一部取消しについて

「平成 29 年度地熱資源量の把握のための調査事業費助成金交付事業」のうち「ニセコ地域地熱資源量の把握のための調査事業」において、助成事業者らが、森林法第 34 条第 1 項および自然公園法第 20 条第 3 項の規定に違反して、立木等を伐採・損傷したことが判明しました。これを受け、JOGMEC(本部：東京都港区、理事長：黒木啓介)は、助成金交付事業実施細則第 21 条第 1 項第 3 号および第 4 号の規定に基づき、当該助成事業者に対して、交付決定の一部取消しを行いましたので、お知らせします。

1. 取消した事業名：「ニセコ地域地熱資源量の把握のための調査事業」

助成事業者：日本重化学工業株式会社(代表法人)

住所：東京都中央区新川一丁目17番25号

助成事業者：三井石油開発株式会社

住所：東京都港区西新橋一丁目2番9号

2. 取消した事業の内容

上記1. の事業で実施した地表調査・環境事前調査のうち、森林法第34条第1項および自然公園法第20条第3項の規定に違反して行われた立木等の伐採・損傷に関連する経費。また、当該違反に伴い、本年度に実施することが困難になったことから、継続する必要が無くなった調査に関する経費。

3. 取消し額

交付決定額 111,734,250円のうち、38,629,126円

4. 取消し理由

上記1. の事業において、森林法第34条第1項および自然公園法第20条第3項の規定に違反して、立木等の伐採・損傷が行われました。そのため、当該伐採・損傷が行われた地表調査・環境事前調査に係る経費について、伐採と直接関連しないことが明らかな経費を除き、助成金交付事業実施細則第21条第1項第3号の規定に基づいて、交付決定を取り消します。

また、地表調査を追加的に実施するため、平成29年8月4日付けで、計画変更が行われましたが、今般の違反行為に伴って、本年度の調査が困難になったことから、同実施細則第21条第1項第4号の規定に基づき、当該計画変更に伴う交付決定の増額分について、交付決定を取り消します。